

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成27年6月25日
【会社名】 塩野義製薬株式会社
【英訳名】 Shionogi & Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 手代木 功
【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号
【電話番号】 06(6202)2161
【事務連絡者氏名】 執行役員 経理財務部長 花崎 浩二
【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷2丁目17番5号 シオノギ渋谷ビル(東京支店)
【電話番号】 03(3406)8111
【事務連絡者氏名】 広報部 課長 小井手 崇
【縦覧に供する場所】 塩野義製薬株式会社 東京支店
(東京都渋谷区渋谷2丁目17番5号 シオノギ渋谷ビル)
塩野義製薬株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区新栄町2丁目9番地 スカイオアシス栄)
塩野義製薬株式会社 福岡支店
(福岡市中央区長浜1丁目1番35号 新KBCビル)
塩野義製薬株式会社 札幌支店
(札幌市中央区北三条西4丁目1番地1 日本生命札幌ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)上記の福岡支店及び札幌支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第150回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金28円 総額9,116,013,928円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことを受けて、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間においても責任限定契約を締結することができるように、現行定款第25条(社外取締役との責任限定契約)及び第32条(社外監査役との責任限定契約)について、規定の一部を変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、塩野 元三、手代木 功、野村 明雄、茂木 鉄平、町田 勝彦及び澤田 拓子を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、福田 健次及び岡本 旦を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	可決要件	決議結果
第1号議案	2,601,124	387	5,348	99.39	(注)1	可決
第2号議案	2,601,065	456	5,348	99.39	(注)2	可決
第3号議案					(注)3	
塩野 元三	2,544,575	54,024	8,264	97.23		可決
手代木 功	2,554,474	44,124	8,264	97.61		可決
野村 明雄	2,580,293	21,223	5,348	98.59		可決
茂木 鉄平	2,391,454	210,059	5,348	91.38		可決
町田 勝彦	2,579,568	21,948	5,348	98.57		可決
澤田 拓子	2,573,224	25,345	8,264	98.33		可決
第4号議案					(注)3	
福田 健次	2,594,723	6,736	5,348	99.15		可決
岡本 旦	2,468,590	132,865	5,348	94.33		可決

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の有する議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の有する議決権(3,252,499個)の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の有する議決権(3,252,499個)の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち当社が各議案の賛否に関して確認できた一部の株主の議決権の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日に出席した株主が行使した議決権の数の一部を加算しておりません。

以 上